

(工業)



第七號丙票調查

昭和年十二月末日現在

◎第 號

本調査票ハ當該官廳ニ於テ認可ノ原第ヲ爲ス
本調査票ハ三月提出スルコト
本調査票ハ二月末提出スルコト
昭和年月日提出スルコト

工業主ノ
住所及氏名
又ニ捺印

工場名	主要事業				
	敷地	施設坪数	建坪	延坪	
種類	構造別	株數	建坪	延坪	
作業場及倉庫ノ建物					
外部トノ連絡網絡状況					
備考					

本調査票ニ記入シ蓋スコトヲ得ザルトキハ本調査票ヲ同一調査票ヲ追加使用スルコト 但シ追加葉数ヲ明ニスル制大ノ欄内ニ記入スルコト

蓋中英

記入注意

一般事項、調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工場主の住居及氏名又は名稱並に捺印の記入付ては調査票第一欄裏面記入を参照

二 工場敷地總坪數

各単位とし坪未満は切捨すること

三 作業場及倉庫の延積

1 作業場は併へば貯蔵場、大型機械、機械工場、組立工場等の即く内業の種類に依り區別して記入すること
2 倉庫は併へば料庫、製品庫、石炭庫、燃料油庫、油槽等の如く用途に依り區別して記入すること
3 構造別には建物の構造及所数に付依へば筋骨強度不足壁、筋筋コンクリート二階壁等の如く記入すること

四 外部との連絡網絡状況

1 連絡する外場、幹線道路、河川、運河又は港湾の名稱等には例へば沙留岬、京濱国道、神奈海岸等の如く記入すること
2 種別とする機器又は設備の種類等には例へば引込線、船用自動車、コンベヤ、架空輸送等の如く記入すること
3 入ること
4 例へば沙留岬へ一矢、神奈川第一突堤へ二軒等の如く記入すること
5 供給場又は港場に至る距離等には例へば沙留岬へ一矢、神奈川第一突堤へ二軒等の如く記入すること

工業調査規則

(昭和十四年九月八日)
(商工省令第49号)

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ丁業調査用ノ通定

(工業調査規則 第1章)

第一條 本令ノ名称ニニ設置スル工場、一棟主ハ前條ノ規定ニ拘らず工場毎ニ毎年施設用紙第三號ニ依ル

開示せしめ至第三年四月三日及利否の報告書第7號乃至三月三日迄之ヲ開示せしめ至第三年四月三日迄、翌年四月三日迄、其ノ工場所在地ノ市町村に於て開示せしめ至第七號ハニ別開示せしめ至第七號ニ止ム

ジテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖ヲ添附シ翌年二月末迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ

但シ工場ノ平面圖ハ本令ノ規定ニ基りて提出シタルモノニテ總面積ナ半限リ之ヲ添附ナ省略スルコトハ各款

該當工場ハ附ス

第五十二條 施設法ノ適用ヲ除ク専業大行フ工場及官公立工場ニハ本令ヲ適用セズ

(参考) 昭和四年四月十二日、法律第五十三號資源調査法(抄)

第一條 政府ハ人の及物の資源ノ調査ヲ爲すアルヨリハ個人又ハ法人ニ對シニ關スル権利ヲ支ハ實地申告ヲ爲シタル者
前項資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 第一節ノ規定ニ依リセラレタル報告若ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告若ハ實地申告ヲ爲シタル者

二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條 當該者更若其ノ職員ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行機關ニ知得シタル個人又ハ法人ニ業務上ノ

規定ニ違反シタルトキ亦同ジ

第四條 上前項ノ故意ヲ知得シタル他公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏用シタルトキ前項